

駐車場法に基づく
『路外駐車場設置（変更）の届出』に
関する手引き



令和 7 年 6 月
佐賀市都市戦略部都市政策課

はじめに

この手引きは、佐賀市において、駐車場法に定められている届出等を行う際の事務手続きを円滑に進めることを目的として作成しました。手引きでは、多くの利用者が安心して利用できる駐車場とするために設置、管理、変更をするにあたって守るべき基準や必要な届出についてまとめています。届出の様式については、この手引き及び佐賀市のホームページに掲載しておりますので、ご利用ください。

この手引きにおける略号は次のとおりです。

「法」 駐車場法（昭和32年5月16日 法律第106号）

「施行令」 駐車場法施行令（昭和32年12月13日 政令第340号）

「施行規則」 駐車場法施行規則（平成12年11月24日運輸省・建設省令第12号）

なお、その他法令については、その都度根拠となる法令名を記載しております。

— 目 次 —

第1章 路外駐車場設置等の届出について

1-1	届出の対象となる駐車場とは	1
1-2	路外駐車場管理者の責務	2
1-3	届出対象の判定フロー	3
1-4	届出窓口	3

第2章 届出の種類

2-1	設置（変更）の届出	4
2-2	管理規程の届出	5
2-3	届出事務手続きの流れ	6
2-4	休止・廃止・再開の届出	7
2-5	変更の届出が必要な場合	7
2-6	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）に基づく届出	8
2-7	佐賀県福祉のまちづくり条例に基づく届出	9

第3章 路外駐車場の構造及び設備の基準

3-1	自動車の出口及び入口	9
3-2	前面道路が2以上ある場合	10
3-3	入口と出口の隔離	11
3-4	出入口の隅切り	11

3-5	出口付近の構造	12
3-6	国土交通大臣の認定により出入口の設置が可能な場所	12
3-7	車路の幅員	13
3-8	駐車マスの寸法	13
3-9	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）	14
3-10	供用時間・料金等の明示	14

第4章 建築物である路外駐車場の構造及び設備の基準

4-1	車路の構造	15
4-2	はり下の高さ	16
4-3	避難階段	16
4-4	防火区画	16
4-5	換気装置	16
4-6	照明装置	17
4-7	警報装置	17

第5章 特殊装置を用いる路外駐車場の技術基準

5-1	特殊装置を用いる路外駐車場の技術基準	18
-----	--------------------	----

<関係法令>

関係法令	18
------	----

<参考様式>

（佐賀市のホームページよりダウンロードできます）

路外駐車場設置（変更）届出書（様式1）	19
バリアフリー新法に基づく、路外駐車場設置（変更）届出書に添付する書面（様式2）	21
路外駐車場管理規程届（様式3）	22
路外駐車場管理規程変更届（様式4）	23
路外駐車場管理規程（例）	24
路外駐車場休止届（様式5）	30
路外駐車場廃止届（様式6）	31
路外駐車場再開届（様式7）	32
特定路外駐車場設置（変更）届出書（様式8）	33
設置届出チェックリスト（平面式、立体自走式駐車場）	35
管理規程チェックリスト	37
バリアフリー新法 届出書類及び添付図面・バリアフリー新法の特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準チェックリスト	38

第1章 路外駐車場設置等の届出について

多くの利用者が安心して駐車場を利用できるように、駐車場法により一定規模以上の駐車場を対象とした届出の義務や構造・設備等の基準が定められています。

1-1 届出の対象となる駐車場とは

次の4つの条件のすべてにあてはまる駐車場は、法に基づく届出が必要です。

[法 第2条、11条、12条]

【届出が必要な駐車場の条件】

- 1 路外駐車場で、一般公共の用に供されるもの
- 2 都市計画区域内にあるもの
- 3 一般公共の用に供される部分の駐車マスの面積が 500㎡以上のもの
- 4 駐車場利用者から料金を徴収するもの

【解説】

■ 路外駐車場

路外駐車場の「路外」とは、道路の路面外のことです。従って路外駐車場とは、パーキング・メーターなどのように道路を駐車エリアとするようなものとは異なる道路上以外に設置される自動車^{*}の駐車場のことをいいます。

■ 一般公共の用に供される

駐車場を利用する人が特定の人に限定されず、一般の人が自由に利用できることをいいます。一般的な時間貸し駐車場だけでなく、商業施設や病院等の無料駐車場も該当します。

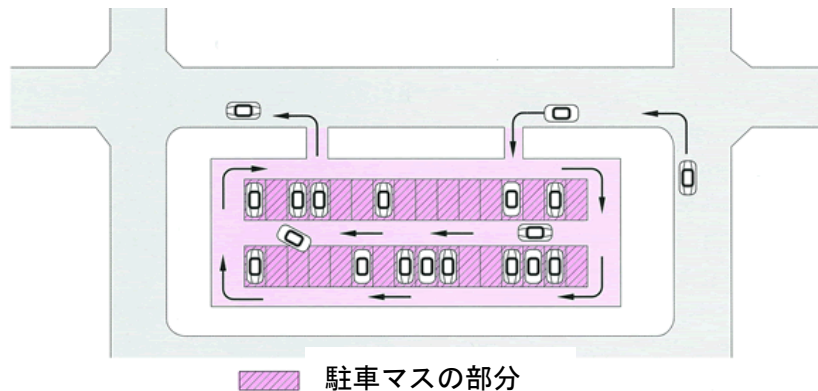
■ 都市計画区域内

都市計画区域とは、一体の都市として総合的に整備し、開発し、保全する必要がある区域のことです。佐賀市では、旧佐賀市、諸富町、川副町、東与賀町、久保田町の全域と、大和町の一部が佐賀都市計画区域内に該当します。

※自動車：道路交通法第2条第1項第9号に規定する自動車（大型自動二輪車、普通自動二輪車を含む。）

■ 駐車マス

自動車を駐車し、格納する部分の面積の合計が対象となります。通路は、駐車場の面積に算定しません。



■ 料金を徴収するもの

時間単位や1日単位で料金を徴収するもののほか、提携する商店等の特約で一定時間無料になるもの等も料金を徴収する駐車場として取り扱います。

1－2 路外駐車場管理者の責務

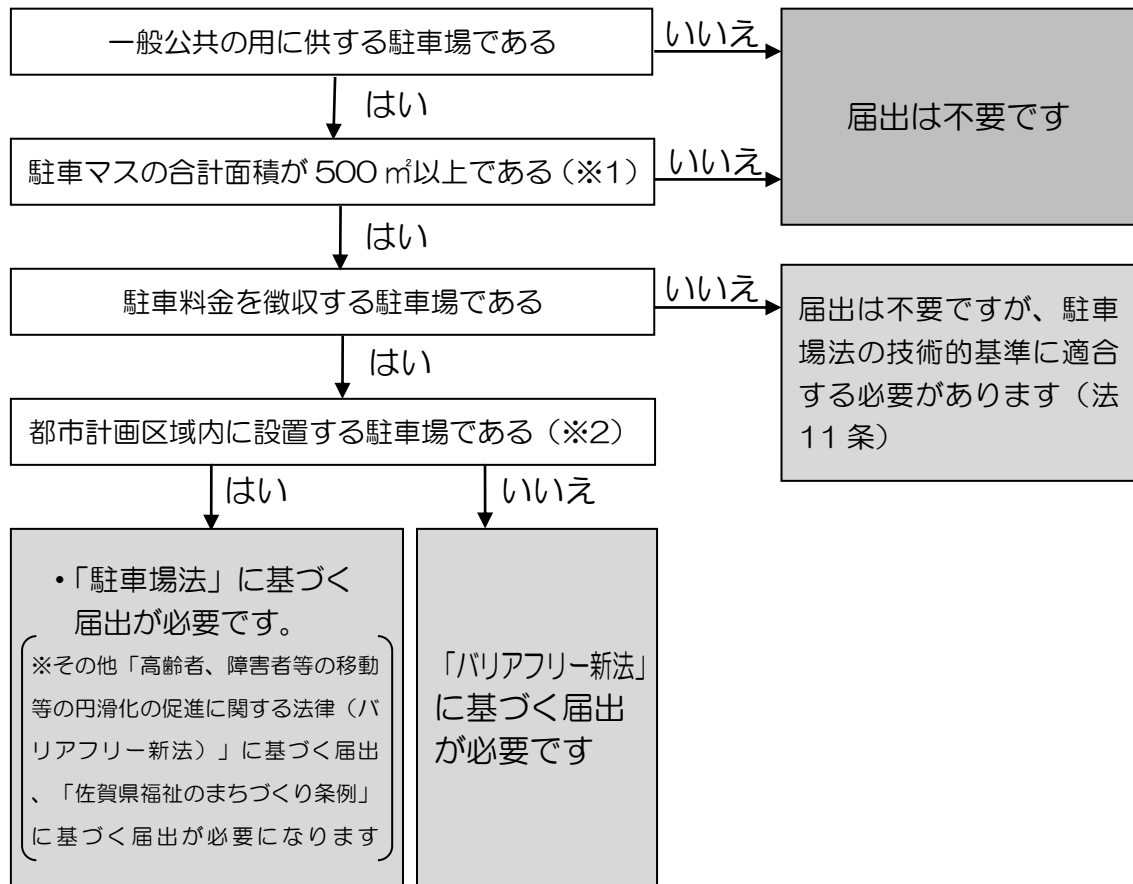
路外駐車場管理者（以下、「管理者」という。）は、次の（１）～（４）の責務があります。

- （１） 路外駐車場の設置（変更）届出、管理規程の（変更）届出をしなければなりません。（駐車場の休止、廃止、再開の場合も同様です。）（法第 12 条、第 13 条、第 14 条）
- （２） 管理規程に定めた駐車場の供用時間内において、正当な理由のない限り、その供用を拒んではなりません。（法第 15 条）
- （３） 管理規程に従って業務を運営するとともに、その駐車場の構造及び設備を施行令で定めている基準に適合させなければなりません。（法第 15 条第 2 項）
- （４） 管理者は、路外駐車場に駐車する自動車の保管に関し、善良な管理者の注意を怠らなかったことを証明する場合を除いては、その自動車の滅失又は損傷について損害賠償の責任を免れることはできません。（法第 16 条）

よって、管理者の責任をすべて否定するような「駐車場内の事故、盗難等については一切の責任を負わない。」という表現は、適切ではありません。

1-3 届出対象の判定フロー

「駐車場法」に基づく路外駐車場の届出の対象となる駐車場の判断は、以下のフローのとおりです。



（※1）車路等を除いた駐車マスの面積です。

例えば、（2.3m×5.0m）の駐車マスを 44 台分（506 m²）整備すると該当します。

（※2）三瀬村、富士町、大和町の一部を除いた佐賀市域は都市計画区域となっています。

1-4 届出窓口

「駐車場法」、「バリアフリー新法」に基づくものは、佐賀市役所 都市戦略部 都市政策課（市役所本庁6階 TEL0952-40-7163）、「佐賀県福祉のまちづくり条例」に基づくものは、佐賀市役所 都市戦略部 建築指導課（市役所本庁6階 TEL0952-40-7171）に届け出てください。

第2章 届出の種類

駐車場法に基づく届出には、以下のものがあります。

- 1 路外駐車場設置届
 - 2 路外駐車場管理規程届
 - 3 1、2にかかる変更、休止、廃止、再開の届
- 路外駐車場を新たに設置する場合は、設置届と管理規程届が必要となります。
届出書は、正副各1部ずつ、合計2部提出してください。
※副本は、返却します。

2-1 設置（変更）の届出 [法第12条、施行規則第1条]

路外駐車場を計画する際に駐車場の位置、規模、駐車台数、構造等を記載した書類を届け出る必要があります。

(1) 届出者 路外駐車場管理者

(2) 届出時期 着工前（変更の場合は、変更前）

※基準を満たさない構造・施設については、是正工事を行う必要があります。
工事の手戻り等を防ぐため、設計時または工事着手前までに、ご相談ください。

(3) 提出書類 下記の【表一1】に示す書類を提出してください。

※変更の場合は、変更した事項が関係する書類・図面のみ必要となります。

【表一1】

	書類・図面名称	様式番号/ 縮尺	建築物 ※1	建築物 以外 ※2	備 考
1	路外駐車場設置 （変更）届出書	様式1	○	○	
2	バリアフリー新 法に基づき添付 する書面	様式2	—	○	
3	付近見取り図	1/10,000 以上	○	○	方位・道路・目標となる地物等を表示し、 駐車場の位置を表したもの。
4	平面図	1/200 以上	○	○	技術的基準が遵守されていることが確認 できることを明示したもの 駐車場の位置を表し、駐車場の区域、駐車 マス、出入口、車路、付近の道路、面積、 寸法等を記入
5	各階平面図	1/200 以上	○	—	
6	2面以上の 立面図	1/200 以上	○	—	
7	2面以上の 断面図	1/200 以上	○	—	車路のはり下の高さ・駐車部分のはり下の 高さが確認できるもの

8	特殊装置設置計画書、大臣認定書の写し、仕様書外		※	※	※特殊装置を用いる場合のみ (機械式駐車場)
9	路外駐車場の届出に関する チェックリスト		○	○	
10	バリアフリー新法に基づき添付する図面	1/200 以上	—	○	路外駐車場車椅子利用者用駐車施設の表示 路外駐車場移動等円滑化経路の表示 その他の主要な施設の表示
11	バリアフリー新法に関する チェックリスト		—	○	

※1 建築物に該当する駐車場の種類

① 自走式立体駐車場、② 機械式立体駐車場、③ 屋根のある平面駐車場

※2 建築物以外に該当する駐車場の種類

① 屋根のない青空駐車場、② 機械式駐車場◆(屋根のないもの、高さ8m以下のもの)

◆ 特殊装置を用いる機械式駐車場を計画する場合、建築物に該当するかどうかについては、建築指導課にご確認ください。

2-2 管理規程の届出 [法第13条、施行令第16条、施行規則第2・3・4条]

駐車場を運営する際に供用時間、駐車料金等を明記した管理規程を作成し、届け出る必要があります。

なお、管理規程に記した供用時間や駐車料金は、利用者の見やすい場所に明示しなければなりません。[施行令第17条]

(1) 届出者 路外駐車場管理者

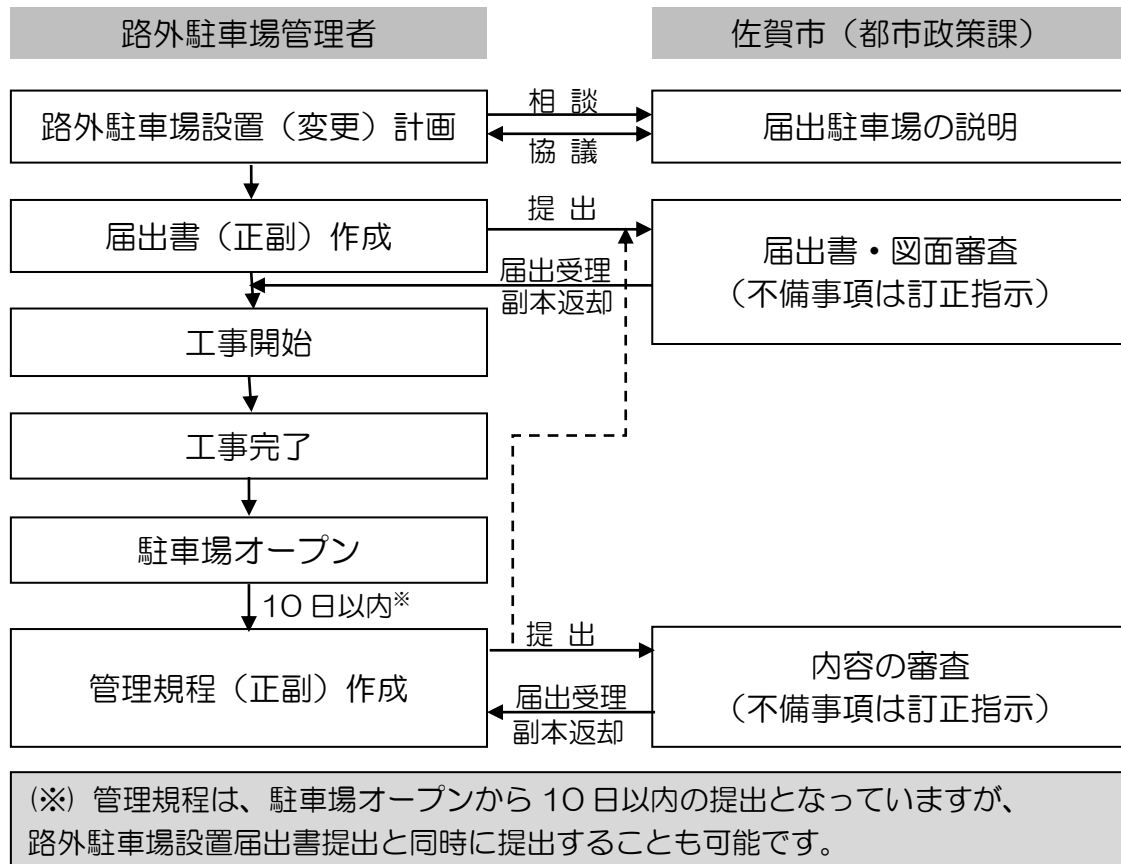
(2) 届出時期 供用開始後10日以内(変更の場合は、変更後10日以内)

(3) 届出書類 下記の【表-2】に示す書類を提出してください。

【表一2】

新 規 届 出	変 更 届 出
路外駐車場管理規程の届出書（様式 3）	路外駐車場管理規程の変更届出書（様式 4）
管理規程 ※駐車場管理規程の作成例を参考に以下について記載してください。 ・路外駐車場の名称 ・路外駐車場管理者の氏名及び住所（法人の場合は、代表者の氏名等も） ・供用時間（休業日、供用開始及び時刻） ・駐車料金に関する事項 ・構造上駐車することができない自動車 ・付帯業務の内容（付帯業務がある場合）	管理規程の変更内容を示す書類 もしくは 変更後の管理規程（全文）

2－3 届出事務手続きの流れ



2-4 休止・廃止・再開の届出[法第14条]

駐車場の全部又は一部を休止し、または廃止したときは届出が必要になります。
なお、休止している駐車場を再開したときも、届出が必要です。

- (1) 届出者 路外駐車場管理者
- (2) 届出時期 それぞれの行為後10日以内
- (3) 届出書類 路外駐車場休止・廃止・再開届出書（様式5・様式6・様式7）

2-5 変更の届出が必要な場合

届出が必要な駐車場の管理者、駐車場名称、駐車場の構造、駐車台数、駐車料金及び供用時間等を変更しようとする場合、変更の届出が必要になります。

以下の【表-3】を参考に、変更の内容に応じて必要な書類を用意し届け出てください。

【表-3】

	変更の内容	届出が必要な書類		備考
		路外駐車場 設置変更届	管理規程 変更届	
1	管理者の変更 (名称の変更を含む)	○	○	駐車場管理者が法人の場合、代表者のみの変更については届出不要。
2	管理者住所の変更	○	○	
3	駐車場名称の変更	○	○	
4	規模、構造、設備の変更	○	—	変更事項に係る図面等を添付
5	付帯業務の変更	○	○	
6	駐車料金の変更	—	○	
7	供用時間、供用契約、及び省令で定められた事項の変更	—	○	

2-6 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）に基づく届出について

路外駐車場管理者は、特定路外駐車場※を設置・変更する場合、高齢者・障害者の移動に配慮し、構造・設備を路外駐車場移動等円滑化基準（移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成 18 年 12 月 15 日施行））に適合させ、その旨を届け出る必要があります。

ただし、駐車場法の規定による届出をしなければならない場合（都市計画区域内の路外駐車場）にあつては、バリアフリー新法にかかる届出を駐車場法による届出とあわせて行うことになります。2-1、2-2、2-3を参考に届出を行ってください。

また、都市計画区域外の特定路外駐車場については、駐車場法の届出は必要ありませんが、次の場合は、バリアフリー新法に基づく届出が必要になります。

- (1) 届出対象駐車場 一般公共の用に供される路外駐車場で、料金を徴収し、かつ駐車マスの面積の合計が 500 m²以上のもの
ただし、道路法第2条第2項第6号に規定する自動車駐車場、都市公園法第2条第2項に規定する公園施設、建築物又は建築物特定施設※であるものを除きます。
- (2) 届 出 者 路外駐車場管理者
- (3) 届出時期 着工前（変更の場合は、変更前）
※基準を満たさない構造・施設については、是正工事を行う必要があります。
工事の手戻り等を防ぐため、設計時や工事着手前までに、ご相談ください。
- (4) 提出書類 下記の【表-4】に示す書類を提出してください。
届出書は、正副各1部ずつ、合計2部提出してください。※副本は、返却します。
※変更の場合は、変更した事項が関係する書類のみ必要となります。

【表-4】

	書類・図面名称	様式番号/ 縮尺	備考
1	特定路外駐車場設置 (変更) 届出書	様式8	
2	付近見取り図	1/10,000 以上	方位・道路・目標となる地物等を表示し、駐車場の位置を表したもの。
3	平面図	1/200 以上	特定路外駐車場の区域の表示 路外駐車場車椅子利用者用駐車施設の表示 路外駐車場移動等円滑化経路の表示 その他の主要な施設の表示
4	バリアフリー新法に関するチェックリスト		

※特定路外駐車場：一般公共の用に供する駐車マスの面積が 500 m²以上で、かつ、駐車料金を徴収するもの。（建築物又は建築物特定施設は除く）

※建築物特定施設：出入口、廊下、階段、エレベーター、便所、敷地内の通路、駐車場その他の建築物又はその敷地に設けられる施設で政令で定められるもの。

2-7 佐賀県福祉のまちづくり条例に基づく届出について

駐車場管理者は、路外駐車場を設置・変更する場合、高齢者・障害者が安全かつ円滑に利用できるように配慮し、構造・設備を整備基準(佐賀県福祉のまちづくり条例施行規則)に適合させる必要がありますので、佐賀県福祉のまちづくり条例に基づく届出については、**建築指導課**にご相談ください。

第3章 路外駐車場の構造及び設備の基準

路外駐車場で、一般公共の駐車のために供する部分の面積が500㎡以上のものの構造及び設備は、建築基準法その他の法令の規定の適用がある場合においては、それらの法令の規定によるものとされ、その他次に掲げる技術的基準を満足していなければなりません。[法第11条]

料金を徴収しない駐車場でも、面積が500㎡以上であれば、構造及び設備の技術的基準に適合させなければなりません。

3-1 自動車の出口及び入口[施行令第7条第1項第1号]

自動車の出口及び入口は、次に掲げる(ア)～(コ)の道路の部分に設けてはなりません。[図-1 参照]

(ア)～(カ)は道路交通法第44条に規定される停車及び駐車を禁止する場所に該当します。

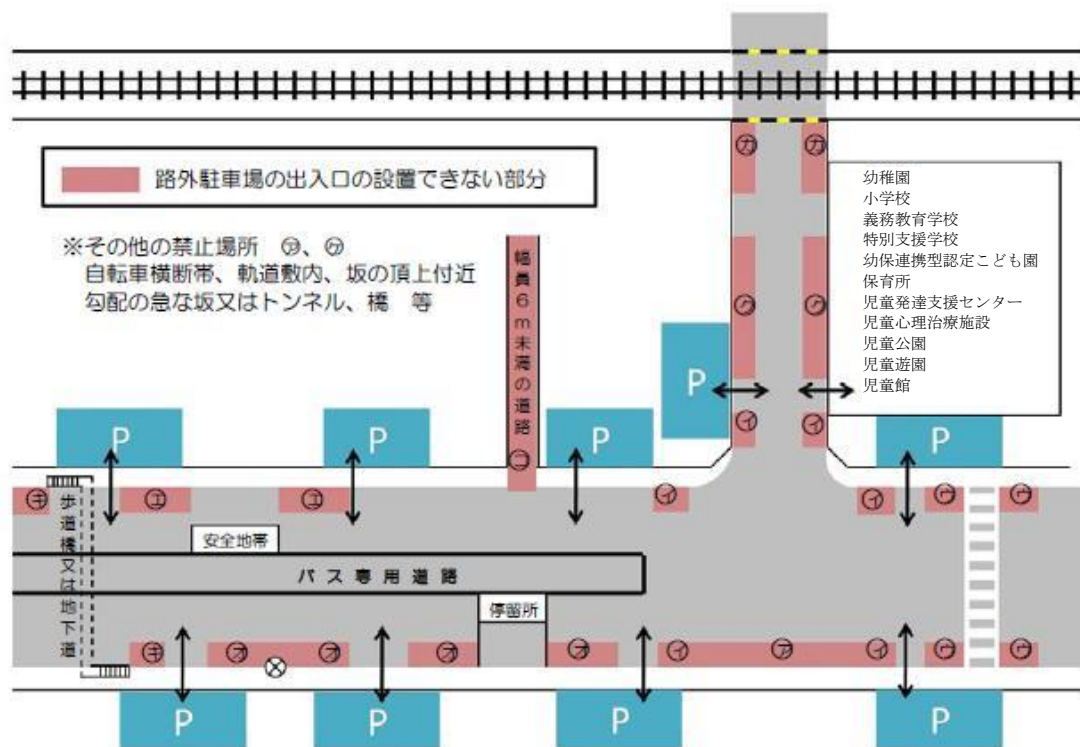
出入口の位置、歩道の切り開きや隅切り等については、所管警察署及び佐賀市建設部建設監理課(国・県が管理する道路については、各道路管理者)と事前相談を必要とする場合があります。

- (ア) 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂又はトンネル
- (イ) 交差点の側端又は道路のまがりかどから5メートル以内の部分
- (ウ) 横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に5メートル以内の部分
- (エ) 安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に10メートル以内の部分
- (オ) 乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から10メートル以内の部分(当該停留所又は停留場に係る運行系統に属する乗合自動車、トロリーバス又は路面電車の運行時間中に限る。)
- (カ) 踏切の前後の側端からそれぞれ前後に10メートル以内の部分
- (キ) 横断歩道橋(地下横断歩道を含む)の昇降口から5m以内の道路の部分
- (ク) 幼稚園、小学校、義務教育学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園、保育所、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入口から20m以内の部分(当該出入口に接する柵の設けられた歩道を有する道路及び当該出入口に接する歩道を有し、かつ、縁石線又は柵その他これに

類する工作物により車線が往復の方向別に分離されている道路以外の道路にあつては、当該出入口の反対側及びその左右 20m 以内の部分を含む）

- (ケ) 橋
- (コ) 幅員が 6m 未満の道路
- (サ) 縦断勾配が 10% を超える道路

■駐車場の出入口の禁止位置図



〔図 - 1〕

3-2 前面道路が 2 以上ある場合〔施行令第 7 条第 1 第 2 号〕

駐車場の前面道路が 2 つ以上ある場合は、自動車の出入口は前面道路のうち自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設けなければなりません。〔図一 2〕

ただし、歩行者の通行に著しい支障を及ぼすおそれのあるとき、その他特別の理由があるときはこの限りではありません。

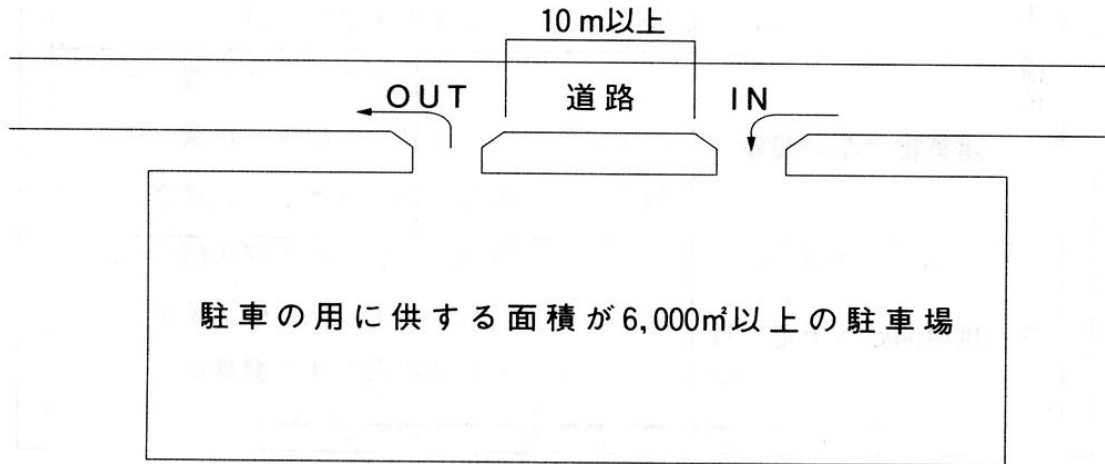


〔図一 2〕

3-3 入口と出口の隔離[施行令第7条第1項第3号]

自動車の駐車の用に供する部分（駐車マス）の面積が6,000㎡以上の場合は、入出庫が多くなるため、出入口を分離し、かつ10m以上の間隔をとることにより道路交通の安全と円滑化を確保するものとしています。[図-3]

※自動車の出入口が設置される道路が中央分離帯等によって、物理的に往復の方向別に分離されている場合は、出口と入口との間隔を10m未満とすることも可能です。

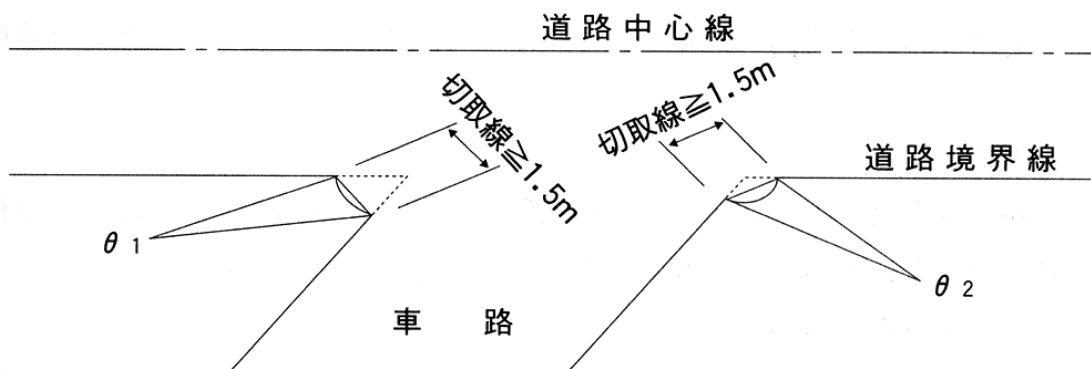


[図-3]

3-4 出入口の隅切り[施行令第7条第1項第4号]

自動車の出口又は入口において自動車の回転を容易にするために、必要に応じて出入口の隅切りが義務付けられています。この場合、切取線と車路との角度及び切取線と道路との角度を等しくすることを標準とし、かつ、切取線の長さは1.5m以上としなければなりません。[図-4]

また、車路は、前面道路に直角に設置することが望ましいです。

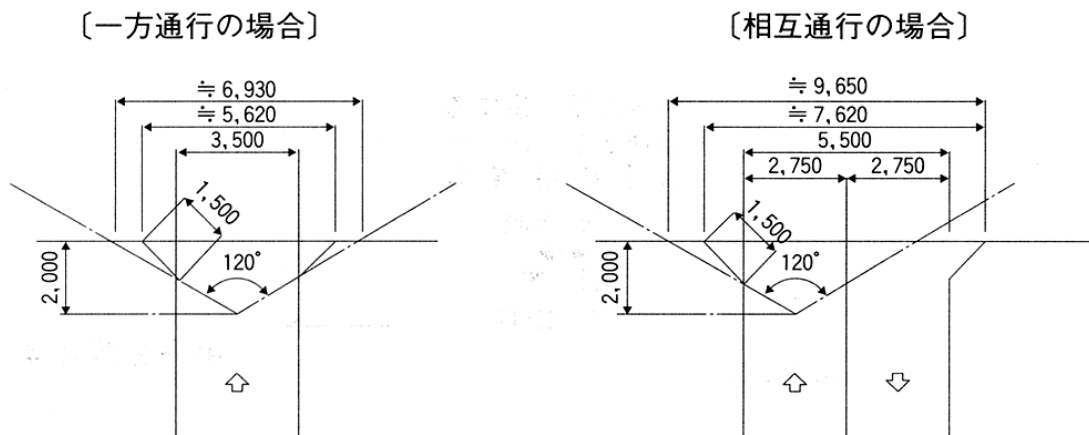


[図-4]

3-5 出口付近の構造[施行令第7条第1項第5号]

駐車場の出口付近は出庫車両の動線と道路の歩行者との動線がクロスするため、十分な安全性を確保しなければなりません。このため、自動車の出口付近の構造は、当該出口から2m後退した自動車の車路の中心線上1.4mの高さにおいて、道路の中心線に直角に向かって左右にそれぞれ60度以上の範囲内において、当該道路を通行する人を確認できるようにしなければなりません。一方通行にあっては、約6.9m、相互通行にあっては約9.7mの見開きが必要です。[図-5]

自動二輪車専用駐車場にあたっては、当該出口から1.3m後退した自動車車路の中心上1.4mの高さから同様に、当該道路を通行する人を確認できるようにしなければなりません。

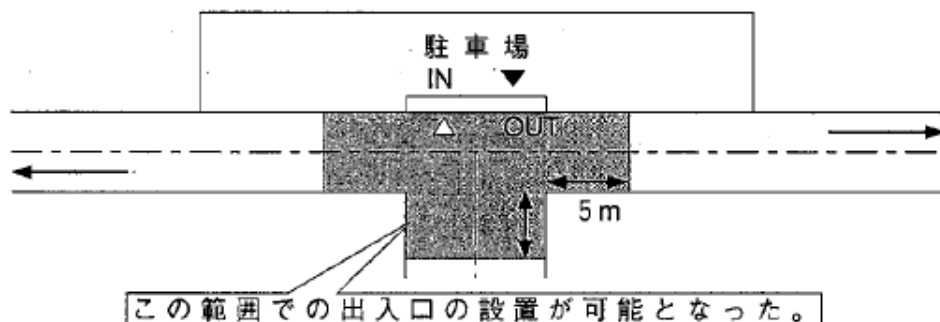


[図-5]

3-6 国土交通大臣の認定により出入口の設置が可能な場所[施行令第7条第2項]

通常、交差点の側端又はそこから5m以内の道路の部分、トンネル、橋については出入口を設置することはできませんが、道路の円滑かつ安全な交通に支障がないと国土交通大臣が認めたものに限り駐車場の出入口を設けることができます。[図-6]

※具体的にいかなる場合に「道路の円滑かつ安全な交通に支障がない」と認められるかは、現地の交通状況や交差点形状に応じて、関係する道路管理者、佐賀県公安委員会との協議又は意見聴取を経て個別具体的に判断されることとなります。なお、この国土交通大臣の認定手続きは、各地方整備局に委任されています。



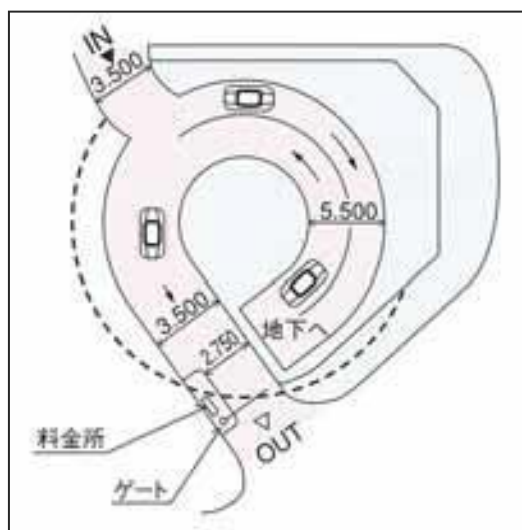
[図-6]

3-7 車路の幅員[施行令第8条第1項、第2項]

駐車場には自動車が無碍かつ安全に走行することができる車路を設けなければなりません。自動車の車路の幅員は、相互通行の場合は5.5m以上、一方通行の車路の場合は3.5m以上としなければなりません。ただし、一方通行の自動車の車路のうち、当該車路に接して駐車料金の徴収施設が設けられており、かつ、歩行者の通行の用に供しない部分は、2.75m以上とすることもできます。

路外駐車場は不特定多数の者が利用するため、車路の設計に際しては自動車が安全に走行できるものとするのが求められています。幅員5.5mは安全に相互通行できる最小値であり、一方通行時における3.5mは走行車両に対して歩行者の待避し得る最小であるということを考慮して設計しなければなりません。

[図-7]は、立体駐車場における車路の幅員の設計例です。



[図-7]

3-8 駐車マスの寸法

駐車マスは、自動車の大きさに前後左右のクリアランスを加えた大きさが必要となります。

設計の際には、【表-5】の基準を参考にしてください。

【表-5】駐車マスの大きさ（1台分あたり）

乗用車（幅 1.7m×長さ 4.7m以下） [道路構造令解説]	幅 2.3m以上 × 奥行 5.0m以上
自動二輪車 [国土交通省・標準駐車場条例]	幅 1.0m以上 × 奥行 2.3m以上

3-9 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）

特定路外駐車場については、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）に基づく路外駐車場移動等円滑化基準で定められた構造及び設備の基準に適合させなければなりません。【バリアフリー新法第11条】

[路外駐車場移動等円滑化基準]

- ① 幅員が350cm以上である車椅子使用者用駐車スペースを駐車施設[※]の規模に応じて以下に示す数（小数点以下切り上げ）以上設けること。
 - ・ 駐車施設の数が200以下の場合は、駐車施設の数 $\times 2\%$
 - ・ 駐車施設の数が200を超える場合は、駐車施設の数 $\times 1\% + 2$

※駐車施設…普通自動車の駐車のためのものに限り、貨物の運送の用に供する自動車の駐車及び貨物の積卸しを主たる目的とするものを除く。

- ② 車椅子使用者用駐車スペースであることの表示をすること。
- ③ 車椅子使用者用駐車スペースの位置は、そこから道、公園、広場その他の空地までを結ぶ1つ以上の経路（移動等円滑化経路）の長さをできるだけ短くなるようにもうけること。
- ④ 移動等円滑化経路上には傾斜路を併設する場合を除き、段を設けないこと。
- ⑤ 移動等円滑化経路上の出入り口の幅は80cm以上、通路の幅は120cm以上とし、通路は50m以内ごとに車椅子の転回スペースを設けること。
- ⑥ 移動等円滑化経路の段に代わり、又は段に併設する傾斜路は、次に掲げるものであること。
 - イ 段に代わるものの幅は120cm以上、段に併設するものの幅は90cm以上とすること。
 - ロ 勾配は段の高さが16cmを超える場合は、 $1/12$ 以下とし、段の高さが16cm以下の場合は $1/8$ 以下とすること。
 - ハ 勾配が $1/20$ を超え、段の高さが75cmを超える場合は、段の高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設けること。
 - ニ 勾配が $1/12$ を超える傾斜がある部分、又は高さが16cmを超え、勾配が $1/20$ を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。
- ⑦ 特殊な装置（機械式駐車装置）を用いる場合は、国土交通大臣によるバリアフリー対応の認定書等の写しを提出すること。

建築物である駐車場は、バリアフリー新法に基づく届出の必要はありませんが、バリアフリー新法施行令第9条[※]で定める規模以上の場合、同施行令第10条で定める建築物移動等円滑化基準に適合させなければなりません。

※バリアフリー新法施行令第9条：床面積2,000㎡以上又は床面積2,000㎡以上の建築物に附属する駐車場

3-10 供用時間・料金等の明示[施行令第17条]

管理者は、駐車場を利用しようとする者の見やすい場所に、駐車場の供用時間及び駐車料金の額を明示しなければなりません。

管理規程を有効なものとし、無用なトラブルを避けるためにも、駐車場内への掲出や駐車券への印刷により、駐車場利用者に管理規程を明示してください。

また、駐車場の入口等には自動二輪車の駐車の可否や駐車できる自動車の大きさ等に

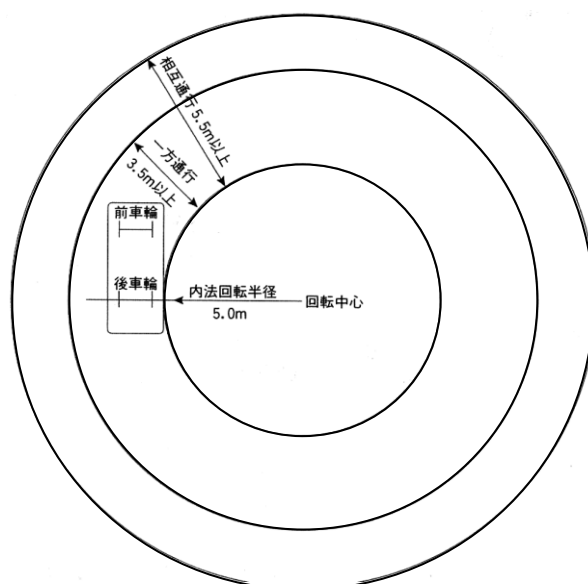
について利用者にわかりやすいように明示してください。なお、構造上支障のない自動車については、正当な理由のない限り供用を拒んではならないことになっています。

第4章 建築物である路外駐車場の構造及び設備の基準

4-1 車路の構造〔施行令第8条第3号〕

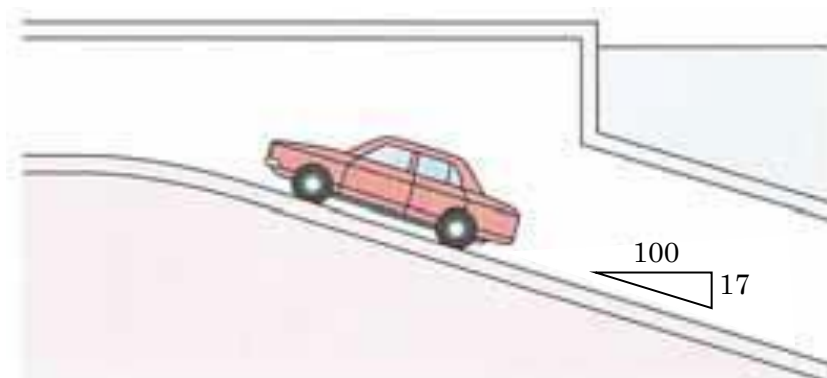
駐車場が建築物の場合、屈曲部（ターンテーブルが設けられているものを除く。）は、自動車が5.0mの内のり半径で回転できる構造でなければなりません。

- （1）内のり回転半径とは、後輪の車軸延長線上に回転中心を置き、その回転中心から半径5.0m以上の軌跡をいう。一方通行であればさらにその外側に3.5m以上、相互通行であれば5.5m以上を加えた同心円が有効幅員として見なされることに留意してください。〔図-8〕



〔図-8〕

- （2）傾斜部の縦断勾配は、17%を超えてはなりません。〔図-9〕



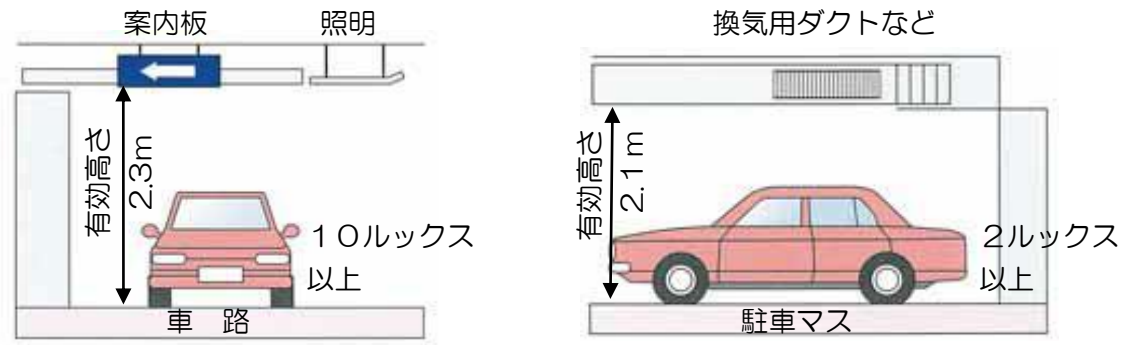
〔図-9〕

- （3）傾斜部の路面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げなければなりません。

4-2 はり下の高さ[施行令第8条第3号、第9条]

駐車マスのはり下の高さは、2.1 m以上、車路の部分のはり下の高さは2.3 m以上とする必要があります。車路はスロープ部による自動車の傾き、あるいは走行中のバウンド等を考慮し、はり下の必要寸法を駐車マス部分の2.1 mより0.2 mの余裕を加えています。[図-10]

なお、はり下の高さとは建築設備も含む有効高さであることに注意してください。



[図-10]

4-3 避難階段[施行令第10条]

地上へ直接通じる出入口のある階以外の階に駐車マスを設ける場合には、建築基準法施行令第123条第1項若しくは第2項に規定する避難階段又はこれに代わる設備を設けなければなりません。

4-4 防火区画[施行令第11条]

給油所その他の火災の危険のある施設を附置する場合には、当該施設と駐車場とを耐火構造（建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造をいう。）の壁又は防火戸等の特定防火設備（建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備をいう。）によって区画しなければなりません。

4-5 換気装置[施行令第12条]

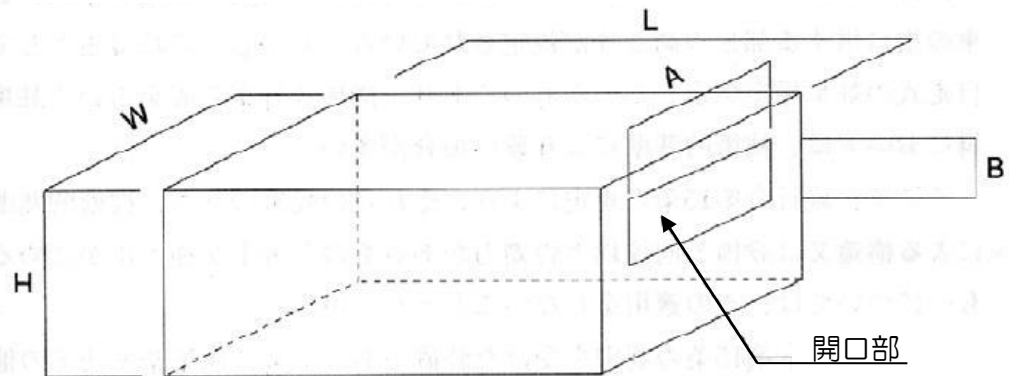
駐車場には、その内部の空気を床面積1㎡につき毎時14㎡以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設けなければなりません。（機械換気）

ただし、窓その他の開口部を有する階で、その開口部の換気に有効な部分の面積がその階の床面積の10分の1以上であるものについては、この限りではありません。（自然換気）

換気能力は下記の値以上とする必要がある。

機械換気の場合：必要換気量 $V \geq 14 \times W \times L$

自然換気の場合：開口部の面積 $A \times B \geq (W \times L) / 10$



[図—11]

対象となる面積については車室及び車路等も含みます。

地下駐車場の場合は、さらに「地下駐車場排気ガス障害予防対策要綱」並びに労働基準法施行規則第18条及び労働安全衛生規則第577条に基づく構造及び設備上の制限が定められています。

4－6 照明装置[施行令第13条]

避難上最小限の明るさを確保するために、下記の照度を保つために必要な照明装置を設けなければなりません。

なお、この規定は、屋上にも適用されます。

- (1) 自動車の車路の路面 10ルクス以上
- (2) 自動車の駐車のために供する部分の床面 2ルクス以上

4－7 警報装置[施行令第14条]

自動車の出入及び道路交通の安全を確保するために音や光等による警報装置を設けなければなりません。

第5章 特殊装置を用いる路外駐車場

5-1 特殊装置を用いる路外駐車場の技術基準

国土交通大臣の認定を受けた特殊装置を用いる路外駐車場については、第4章の構造及び設備の基準によらないことができます。

なお、駐車場法施行規則が、平成27年1月1日に改正されています。

改正の概要は、大臣認定制度の下で、機械式駐車装置の構造・設備と併せて安全性についても基準を定め、これらの基準への適合を認定の要件とすることが規定されたほか、機械式駐車装置の安全性について、第三者的な専門機関が国の代行審査を行う登録認定機関制度が、創設されています。

新規に設置する路外駐車場に、機械式駐車装置を計画する場合は、「機械式駐車装置の構造及び設備並びに安全機能に関する基準（平成26年国土交通省告示第1191号）」に従い、設計、施工することが必要です。また、「駐車場法施行令第15条に規定する特殊装置の取扱いについて（技術的助言）（国都街 第90号 平成26年12月25日）」に従い、駐車場法第12条に基づく届出の際には、認定書の写し及び特殊装置設置計画書を提出してください。

<関係法令>

駐車場法

駐車場法施行令

駐車場法施行規則

道路交通法

高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）

高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）施行令

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）施行規則

移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令

佐賀県福祉のまちづくり条例

佐賀県福祉のまちづくり条例施行規則

年 月 日

様

駐車場管理者の氏名又は名称及び住所

1	駐 車 場 の 名 称				
2	駐 車 場 の 位 置				
3 規 模	イ	駐車場の区域の面積		平方メートル	
	ロ	駐車場の用に供する部分の面積 (A+B+C+D)		平方メートル	
	a 建築物である部分	駐車の用に供する部分の面積 (A)	一般公共の用に供する部分	四輪車 (注1) 専用	平方メートル (駐車台数 台)
				特定自動二輪車 (注2) 専用	平方メートル (駐車台数 台)
					平方メートル
				四輪車及び特定自動二輪車併用	四輪車 駐車台数 台 特定自動二輪車 駐車台数 台
				小計	平方メートル
		それ以外の部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)	
			特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)	
				平方メートル	
四輪車及び特定自動二輪車併用			四輪車 駐車台数 台 特定自動二輪車 駐車台数 台		
小計			平方メートル		
車路等の面積 (B)		平方メートル			
b 建築物でない部分	駐車の用に供する部分の面積 (C)	一般公共の用に供する部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)	
			特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)	
				平方メートル	
			四輪車及び特定自動二輪車併用	四輪車 駐車台数 台 特定自動二輪車 駐車台数 台	
			小計	平方メートル	
	それ以外の部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)		
		特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)		
			平方メートル		
		四輪車及び特定自動二輪車併用	四輪車 駐車台数 台 特定自動二輪車 駐車台数 台		
		小計	平方メートル		
車路等の面積 (D)		平方メートル			

3	規 模	駐車のに供する部分の面積の合計 (A+C)		一般公共の用に 供する部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
					特定自動二輪 車専用	平方メートル (駐車台数 台)
					四輪車及び特 定自動二輪車 併用	平方メートル
						四輪車 駐車台数 台
						特定自動二輪車 駐車台数 台
					小計	平方メートル
				それ以外の部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
					特定自動二輪 車専用	平方メートル (駐車台数 台)
					四輪車及び特 定自動二輪車 併用	平方メートル
						四輪車 駐車台数 台
						特定自動二輪車 駐車台数 台
					小計	平方メートル
4 構 造	イ 建築物である部分					
	ロ 建築物でない部分					
5 設 備	イ 特殊の装置 の装置	a 特殊の装置の有 無				
		b 特殊の装置に係 る 駐車場法施行令第 15条の規定による 認定の概要	認 定 の 番 号			
			特殊の装置の名称 等			
	ロ それ以外の設備					
6	附帯業務のための施設					
7	従 業 員 概 数					
8	供用開始（予定）日					

(注1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号の自動車のうち、特定自動二輪車以外のもの。
(注2) 大型自動二輪車（側車付きのものを除く）及び普通自動二輪車（側車付きのものを除く）。

備 考

- 一 路外駐車場変更届書にあっては、変更しようとする事項を朱書きすること。
- 二 3のロ欄の「駐車場の用に供する部分の面積」欄においては、駐車のに供する部分、車路、料金徴収施設、操車場所、乗降場その他の駐車場のため必要な施設の総面積について記載すること。
- 三 3のロのa欄及びb欄の「駐車場の用に供する部分の面積」欄の「それ以外の部分」欄においては、月ぎめ契約等により特定の顧客の駐車のに供する部分等、一般公共の用に供する部分以外の部分の面積を記載すること。
- 四 3のロのa欄及びb欄の「車路等の面積」欄においては、駐車場の用に供する部分のうち、駐車のに供する部分を除いた部分の面積を記載すること。
- 五 4のイ欄においては、建築物の階数、建築面積、構造上の種別（木造、耐火構造等の別）及び避難階段の数を記載すること。なお、大建築物の一部にある路外駐車場にあっては、その旨を記載すること。
- 六 4のロ欄においては、車路及び駐車のに供する部分のみについて記載すること。
- 七 5のイのa欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。
- 八 5のイのb欄の「認定の番号」欄においては、用いる特殊の装置に係る駐車場法施行令第15条の規定による国土交通大臣の認定の番号を記載すること。
- 九 5のイのb欄の「特殊の装置の名称等」欄においては、用いる特殊の装置の名称（商品名）、製造者名を記載すること。
- 十 5のロ欄においては、特殊の装置以外の換気装置、照明装置、警報装置その他の設備の概要を記載すること。
- 十一 6欄においては、路外駐車場の業務に附帯して行ふ業務のための施設の概要を記載すること。

(様式 2)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 12 条第 1 項ただし書に基づく、路外駐車場設置（変更）届出書に添付する書面

必 移 要 動 な 等 構 円 造 滑 及 化 び の 設 た 備 め に	路外駐車場車いす使用者用駐車施設 台			
	路外駐車場移動等円滑化経路の傾斜路の勾配の最大値			
	特 殊 の 装 置	イ 特殊の装置の有無		
		ロ 特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定め省令（平成 18 年国土交通省令第 112 号）第 4 条の規定による認定の概要	認定の番号	
		特殊の装置の名称等		

備 考

- 一 路外駐車場変更届出書に添付する書面にあっては、変更しようとする事項を朱書すること。
- 二 「特殊の装置」イ欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。
- 三 「特殊の装置」ロの「認定の番号」欄においては、用いる特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成 18 年国土交通省令第 112 号）第 4 条の規定による認定の番号を記載すること。
- 四 「特殊の装置」ロの「特殊の装置の名称等」欄においては、用いる特殊の装置の名称（商品名）、製造者名を記載すること。

(様式3)

年 月 日

佐賀市長 様

駐車場管理者の氏名又名称及び住所

路外駐車場管理規程届

駐車場法第13条第1項の規定により、管理規程を別紙のとおり定めたので下記のとおり届け出ます。

記

駐車場の名称

駐車場の位置

供用を開始した日 年 月 日

(様式4)

年 月 日

佐賀市長 様

駐車場管理者の氏名又名称及び住所

路外駐車場管理規程変更届

駐車場法第13条第4項の規定により、下記のとおり管理規程の内容を変更したので届け出ます。

記

駐車場の名称

駐車場の位置

変更(予定)日 年 月 日

変更内容

- | |
|--|
| 1 路外駐車場の名称 |
| 2 路外駐車場管理者の氏名及び住所 |
| 3 路外駐車場の供用時間に関する事項 |
| 4 駐車料金に関する事項 |
| 5 駐車する自動車の滅失又は損傷についての損害賠償に関する事項 |
| 6 構造上駐車することができない自動車 |
| 7 路外駐車場の業務に附帯して行う燃料の販売、自動車の修理その他の業務の概要 |
| 8 その他 () |

※ 該当する事項に○印をつけたうえで次の要領で記載してください。

- | |
|-------------------|
| 1 路外駐車場の名称 |
| 旧 ○○駐車場 (黒字で書くこと) |
| 新 △△駐車場 (赤字で書くこと) |

駐車場管理規程（例）

1 名称及び所在地

名 称：〇〇駐車場

所在地：佐賀市〇〇町〇丁目〇番〇号

2 駐車場管理者

名 称：〇〇駐車場(株)

代表者：代表取締役社長 〇〇〇〇

所在地：〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

電 話：〇〇〇（〇〇〇）〇〇〇〇

第1章 総則（第1条～第6条）

第2章 利用（第7条～第13条）

第3章 駐車料金及び算定等（第14条～第17条）

第4章 引取りのない車両の措置（第18条～第21条）

第5章 保管責任及び損害賠償（第22条～第26条）

第6章 雑則（第27条）

第1章 総則

（通則）

第1条 本駐車場（以下「駐車場」という。）の利用に関する事項は、この規程による。

（契約の成立）

第2条 駐車場利用者（以下「利用者」という。）は、この規程を承認のうえ駐車場を利用するものとする。

（営業時間）

第3条 駐車場の営業時間は、24時間とする。

（時間制利用の利用期間）

第4条 駐車場の1回の利用（定期駐車券による利用を除く。）は、駐車券を受け取った日から起算して7日目の営業時間終了時までを限度とする。ただし、やむを得ない場合には、駐車場管理者（以下「管理者」という。）の判断によりこれを延長することができる。

（営業休止等）

第5条 管理者は、次の場合には駐車場の全部又は一部について、営業休止、駐車場の隔絶、車路の通行止及び車両の退避（以下「営業休止等」という。）を行うことができる。

- (1) 自然災害、火災、浸水、爆発、施設又は器物の損壊、その他これ等に準ずる事故が発生し又は発生するおそれがあると認められる場合
- (2) 保安上営業の継続が適当でないと認められる場合

(3) 工事、清掃又は消毒を行うため必要があると認められる場合

(駐車できる車両)

第6条 駐車場に駐車することのできる車両（自動二輪車を含む。以下同じ。）は、積載物又は取付物を含めて長さ○.○m、幅○.○m、高さ○.○m及び重量○tを超えないものに限る。

第2章 利用

(駐車場の入出等)

第7条 車両が入場するときは、駐車場入口において車両保管の証として、駐車券を駐車券発券機より抜き取り入場する。

2 入場後は時間貸しの空いている駐車位置に入庫する。ただし、係員が指示したときは、その指示する駐車位置に入庫する。

3 利用者は、出場するときは、駐車場出口料金精算機において駐車券を返納し、所定の駐車料金又は割引駐車券等を納付し出場する。

4 定期駐車券による利用者（以下「定期駐車券利用者」という。）は、入場時は駐車券発券機、出場時は料金自動精算機で、確認を受けた後入出場するものとする。

5 駐車場の管理上必要があるときは、出入口の一部を閉鎖することができる。

(駐車位置の変更)

第8条 管理者は、駐車場の管理上必要があるときは、駐車位置を変更させることができる。

(駐車場内の通行)

第9条 利用者は、駐車場内の車両通行に関しては、次の事項を守らなければならない。

- (1) 徐行すること。
- (2) 追い越しをしないこと。
- (3) 自動二輪車の立ち乗りをしないこと。
- (4) 出庫する車両の通行を優先すること。
- (5) 警笛をみだりに使用することなく静かに運転すること。
- (6) 標識、信号機の表示又は係員の指示に従うこと。

(遵守事項)

第10条 前条に掲げるものの他、利用者は駐車場において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 所定の位置以外で喫煙したり、火器を使用しないこと。
- (2) 紙屑、ぼろ切れ、吸殻等のごみは各所定の容器に入れること。
- (3) 他の利用者の駐車位置、事務室、機械室、電気室、倉庫等の中にみだりに立ち入らないこと。
- (4) 運転者は控室において飲酒、賭け事、騒音を発する行為等をしないこと。
- (5) 場内において宿泊しないこと。
- (6) 車両を洗浄し、修理する場合は所定の場所において行うこと。
- (7) 場内の施設、器物、他の車両及びその取付物等に損傷を与えたり、事故が発生したときは直ちに係員に届け出ること。
- (8) 軽自動車以外は、軽自動車用駐車位置に駐車しないこと。

- (9) 自動二輪車は、自動二輪車用駐車位置に駐車すること。
- (10) 車いす使用者等の係員が認めた車両以外は、車いす使用者用駐車位置に駐車しないこと。
- (11) 駐車中は必ずエンジンを停止し、車両から離れるときは窓を閉め、ドア及びトランクは施錠して盗難防止に努めること。
- (12) 場内では営業、演説、宣伝、募金、署名運動等の行為は絶対にしないこと。
- (13) その他業務又は他の利用者に迷惑となる行為をしないこと。

(入庫拒否)

第11条 管理者は、駐車場が満車である場合は受付を停止するほか、次の場合には駐車を断り、又は車両を退居させることができる。

- (1) 駐車場の施設、器物、他の車両、その積載物や取付物を損傷したり、汚すおそれがあるとき。
- (2) 引火物、爆発物その他の危険物を積載したり、取り付けているとき。
- (3) 著しい騒音や臭気を発するとき。
- (4) 非衛生的なものを積載したり、取り付けているとき、または液汁を出したり、こぼすおそれがあるとき。
- (5) その他駐車場の管理上支障があるとき。

(出庫拒否)

第12条 管理者は、次の場合には駐車した車両の出庫を拒否することができる。

- (1) 利用者が正当な理由なく駐車券を返納しないとき。
- (2) 利用者が出庫する場合に所定額の現金を納付しないとき、又は定期駐車券を提示しないとき。

(事故に対する措置)

第13条 管理者は、駐車場において事故が発生し又は発生するおそれがある時は、車両の移動その他必要な措置を講ずることができる。

第3章 駐車料金及び算定等

(時間制駐車料金)

第14条 時間制駐車料金は、車両1台につき次の表の額を上限とし、当該額以下で管理者が定めるものとする。

時 間 区 分	料 金 の 額
普通時間 午前〇時から午後〇時まで	駐車時間30分（30分未満は30分に切り上げる） につき 金 〇〇〇円
夜間時間 午後〇時から翌日の午前〇時まで	駐車時間60分（60分未満は60分に切り上げる） につき 金 〇〇〇円

(消費税を含む)

(時間制駐車料金における駐車時間)

第15条 時間制駐車料金を算出するための駐車時間（この条において「駐車時間」という。）は、入庫の際に駐車券に記載した時刻から出庫の時刻までの時間とする。この場合駐車時間内での洗車、修理、駐車位置の変更等のための車両が駐車位置を離れている時間も駐車時間とみなす。

- 2 駐車時間が前条の普通時間区分又は夜間時間区分にまたがる部分については、入庫時の単位駐車料金で計算する。

（定期駐車券及び定期駐車料金）

第16条 定期駐車券を発行する場合には、利用者は管理者との間においてあらかじめ定期駐車契約を締結するものとする。ただし、定期駐車券の発行数については、駐車場の利用状況に応じて決定する。

（1）料金

種 類	有 効 時 間	通 用 期 間	料 金
全日定期駐車券	午前〇時から午後〇時まで	1 ヶ月	〇〇,〇〇〇円
昼間定期駐車券	午前〇時から午後〇時まで		〇〇,〇〇〇円
夜間定期駐車券	午後〇時から翌日午前〇時まで		〇〇,〇〇〇円

（消費税を含む）

（2）定期駐車券による駐車場の利用等については、定期駐車契約で定めるもののほか、以下に定めるところによる。

- ① 定期駐車券は、他人に譲渡、転貸してはならない。
- ② 駐車場が満車であるときは、定期駐車券利用者に対して駐車を断ることがある。この場合、定期駐車料金の割戻しはしない。
- ③ 利用者は毎月15日までに翌月分の駐車料金を管理者に持参するか、その指定人に支払わなければならない。
- ④ 定期駐車による利用者がその有効時間又は通用期間を超えて駐車した場合は、超過時間の駐車時間の算定は第14条の規定による。
- ⑤ 月の途中契約の場合は、その月の駐車料金は日割り計算とし、その月の分を前納する。また、月の途中解約の場合は、日割り計算した残額から所定の手数料を控除した額を返金する。ただし、第5条の規定に基づき営業休止をしたため、定期駐車券利用者が駐車することができない場合には、当該手数料は控除せずに返金する。
- ⑥ 定期駐車券利用者は、定期駐車契約において記載した車両の駐車目的以外に駐車場を利用してはならない。また、定期駐車券利用者が定期駐車契約において記載した車両を変更しようとする場合は、所定の変更届を事前に提出し、管理者の承認を得なければならない。
- ⑦ 定期駐車券利用者が、駐車場内で著しく秩序を乱し、管理上支障を来すおそれがある場合は、管理者は、定期駐車契約を解除することができる。

（不正利用者に対する割増金）

第17条 時間制利用者（定期駐車券利用者以外の利用者をいう。以下同じ。）が所定の駐車料金を支払わないで出庫したときは所定の駐車料金のほかに、その2倍相当額の割増金を収受する。

- 2 定期駐車券利用者が、次の方法により定期駐車券を不正使用した場合は、定期駐車券を無効として回収し、かつ所定の駐車料金の他に、不正使用に係る時間制駐車料金の2倍相当額の割増金を収受する。

- (1) 定期駐車契約において記載した車両以外の車両の駐車について定期駐車券を利用した場合
- (2) 券面の表示事項を塗り消し、又は改変した場合
- (3) 通用期間又は有効期間以外の時間に定期駐車券を不正に使用した場合

第4章 引き取りのない車両の措置

(引取りの請求)

第18条 時間制利用者が予め管理者への届出を行うことなく第4条に規定する期間を超えて車両を駐車している場合又は定期駐車券利用者が定期駐車契約の期間の終了、解約又は解除となった日から起算して7日を超えて車両を駐車している場合において、管理者はこれらの利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により、管理者が指定する日までに当該車両を引取ることができる。

- 2 前項の場合において、利用者が車両の引取りを拒み若しくは引取ることができないとき又は管理者の過失なくして利用者を確知することができないときは、管理者は、車両の所有者等（自動車検査証に記載された所有者及び使用者をいう。以下同じ。）に対して通知又は駐車場における掲示の方法により管理者が指定する日までに車両を引取することを請求し、これを引き渡すことができる。この場合において、利用者は当該車両の引渡しに伴う一切の権利を放棄したものとみなし、管理者に対して車両の引き渡しその他の異議又は請求の申し立てをしないものとする。
- 3 前2項の請求を書面により行う場合は、管理者が指定する日までに引取りがなされないときは引取りを拒絶したものとみなす旨を付記することができる。
- 4 管理者は、第1項の規定により指定した日を経過した後は、車両について生じた損害については、管理者の故意又は重大な過失によるものを除き、賠償の責を負わない。

(車両の調査)

第19条 管理者は、前条第1項の場合において、利用者又は所有者等を確知するために必要な限度において、車両（車内を含む。）を調査することができる。

(車両の移動)

第20条 管理者は、第18条第1項の場合において、管理上支障があるときは、その旨を利用者若しくは所有者等に通知し又は駐車場において掲示して、車両を他の場所に移動することができる。

(車両の処分)

第21条 管理者は、利用者及び所有者等が車両を引取することを拒み、若しくは引取ることができず、又は管理者の過失なくして利用者及び所有者等を確知することができない場合であって、利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により期限を定めて車両の引取りの催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取りがなされないときは、催告をした日から3ヶ月を経過した後、利用者に通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、公正な第三者を立ち合わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。この場合において、車両の時価が売却に要する費用に（催告後の車両の保管に要する費用を含む。）に満たないことが明らかである場合は、利用者に通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、引取りの期限後直ちに公正な第三者を立ち合わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。

- 2 管理者は、前項の規定により処分した場合は、遅滞なくその旨を利用者に対し通知し又は駐車場において掲示する。
- 3 管理者は、第1項の規定により車両を処分した場合は、駐車料金並びに車両の保管、移動及び処分のために要した費用から処分によって生じる収入があればこれを控除し、不足があるときは利用者に対してその支払いを請求し、残額があるときはこれを利用者に返還するものとする。

第5章 保管責任及び損害賠償

(保管責任)

第22条 管理者は、利用者に駐車券を渡したときから同券を回収するときまで（定期駐車券による利用にあつては、定期駐車券を確認して車両を入庫させたときから同券を確認して出庫させたときまで）、車両の保管責任を負う。

- 2 管理者は、出庫の際に駐車券を回収して（定期駐車券による利用にあつては、定期駐車券を確認して）車両を出庫させた場合において、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、その車両に関する責任を負わない。

(利用者に対する損害賠償責任)

第23条 管理者は、車両保管にあたり、第25条の規定による場合及び善良な管理者としての注意を怠らなかったことを証明する場合を除き、車両の滅失又は損傷について、当該車両の時価、損害の程度を考慮してその損害を賠償する責を負う。

(車両の積載物又は取付物に関する免責)

第24条 管理者は、駐車場に駐車する車両の積載物又は取付物に関する損害については、賠償の責を負わない。

(免責事由)

第25条 管理者は、次の事由によって生じた車両又は利用者の損害については、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、賠償の責を負わない。

- (1) 自然災害その他不可抗力による事故
- (2) 当該車両の積載物又は取付物が原因で生じた事故
- (3) 管理者の責に帰することのできない事由によって生じた衝突、接触その他駐車場内における事故
- (4) 第5条の規定による営業停止等の措置
- (5) 第13条の規定による措置

第26条 管理者は、利用者の責に帰すべき事由により損害を受けたときは、その利用者に対してその損害の損傷を請求するものとする。

第6章 雑則

(この規定に定めのない事項)

第27条 この規定に定めのない事項については、法令の規定に従って処理する。

(様式5)

年 月 日

佐賀市長 様

駐車場管理者の氏名又名称及び住所

路 外 駐 車 場 休 止 届

駐車場法第14条の規定により、下記の駐車場の供用を休止したので届け出ます。

記

駐 車 場 の 名 称

駐 車 場 の 位 置

休 止 の 理 由

休 止 期 間 自 年 月 日

至 年 月 日 日間

休 止 台 数 全部 ・ 一部 台

休止部分の面積 m²

(様式6)

年 月 日

佐賀市長 様

駐車場管理者の氏名又は名称及び住所

路 外 駐 車 場 廃 止 届

駐車場法第14条の規定により、下記の路外駐車場の供用を廃止したので届け出ます。

記

駐 車 場 の 名 称

駐 車 場 の 位 置

廃 止 年 月 日

年 月 日

廃 止 の 理 由

(様式 7)

年 月 日

佐賀市長 様

駐車場管理者の氏名又は名称及び住所

路 外 駐 車 場 再 開 届

駐車場法第 1 4 条の規定により、下記の駐車場の供用を再開したので届け出ます。

記

駐 車 場 の 名 称

駐 車 場 の 位 置

再 開 年 月 日 年 月 日

再 開 台 数 全部 ・ 一部 台

再開部分の面積 m^2

(様式 8)

特定路外駐車場設置（変更）届出書

年 月 日				
佐賀市長 様				
特定路外駐車場管理者の氏名又は名称及び住所				
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 12 条第 1 項本文の規定により、次のように届け出ます。				
1 駐 車 場 の 名 称				
2 駐 車 場 の 位 置				
3 規 模	イ 駐車場の区域の面積	平方メートル		
	ロ 駐車場の用に供する部分の面積	a 駐車の用に供する部分の面積	一般公共の用に供する部分	平方メートル (駐車台数 台)
			それ以外の部分	平方メートル (駐車台数 台)
		b 車路等の面積	平方メートル	
4 必 移 要 動 な 等 構 円 造 滑 及 化 び の 設 た 備 め に	路外駐車場車いす使用者用駐車施設 台			
	路外駐車場移動等円滑化経路の傾斜路の勾配の最大値 %			
	特殊の装置	イ 特殊の装置の有無		
		ロ 特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成 18 年国土交通省令第 112 号）第 4 条の規定による認定の概要	a 認定の番号	
	b 特殊の装置の名称等			
5 従 業 員 概 数				
6 供用開始（予定）日				

備 考

- 一 特定路外駐車場変更届出書にあっては、変更しようとする事項を朱書すること。
- 二 3のロのa欄の「それ以外の部分」欄においては、月ぎめ契約等により特定の顧客の駐車のために供する部分等一般公共のために供する部分以外の部分の面積を記載すること。
- 三 3のロのb欄においては、駐車場の用に供する部分のうち、駐車のために供する部分を除いた部分の面積を記載すること。
- 四 4のイ欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。
- 五 4のロのa欄においては、用いる特殊の装置に係る移動円等滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第112号）第4条の規定による認定の番号を記載すること。
- 六 4のロのb欄においては、用いる特殊の装置の名称（商品名）、製造者名を記載すること。

設置届出チェックリスト（平面式、立体自走式駐車場）

項 目	条 文	図面番号等	チェック欄
駐車の用に供する部分の面積が 500 m ² 以上であること	施行令 6 条		☐
出入口を以下の部分に設けてはならない			
交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂又はトンネル（※ 1）	施行令 7 条 1 号イ		☐
交差点の側端又は道路のまがりかどから 5m 以内（※ 1）			☐
横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に 5m 以内			☐
安全地帯の左側の部分及び前後の側端からそれぞれ前後に 10m 以内			☐
バス停・電停の標示柱又は標示板から 10m 以内			☐
踏切の前後の側端から 10m 以内			☐
横断歩道橋（地下横断歩道を含む）の昇降口から 5m 以内	施行令 7 条 1 号ロ		☐
小学校、幼稚園、児童公園、児童館等の出入口から 20m 以内	施行令 7 条 1 号ハ		☐
橋、幅員 6m 未満の道路又は縦断勾配が 10%を超える道路（※ 1）	施行令 7 条 1 号ニ、ホ、ハ		☐
前面道路が 2 以上ある場合、出入口は交通に支障を及ぼすおそれのない道路に設けること	施行令 7 条 1 項 2 号		☐
駐車の用に供する部分の面積が 6000 m ² 以上である駐車場は縁石線又は柵等工作物により自動車の出口及び入口を設ける道路の車線が往復の方向別に分離されている場合を除き、道路に沿って 10m 以上分離すること	施行令 7 条 1 項 3 号		☐
自動車の回転を容易にするため必要がある場合は、出入口はすみきりをし、切り取り線の長さは 1.5m 以上とすること	施行令 7 条 1 項 4 号		☐
出口から 2m 後退した位置の車路の中心線上 1.4m の高さで道路の中心線に直角に向かって左右それぞれ 60 度以上の範囲を視認できること	施行令 7 条 1 項 5 号		☐
車路の幅員は 5.5m 以上。一方通行の場合は 3.5m 以上とできる（※ 2）	施行令 8 条 2 号		☐
建築物である駐車場の車路のはり下の高さは 2.3m 以上であること	施行令 8 条 3 号イ		☐
建築物である駐車場の車路の屈曲部分は 5m 以上の内のり半径で回転できる構造であること（ターンテーブルがある場合を除く）	施行令 8 条 3 号ロ		☐
建築物である駐車場は車路の傾斜部の縦断勾配が 17%をこえないこと	施行令 8 条 3 号ハ		☐
建築物である駐車場は駐車部分のはり下の高さが 2.1m 以上であること	施行令 9 条		☐
建築物である駐車場は避難階段を設けなければならないこと	施行令 10 条		☐
建築物である駐車場で給油所、発電機室等を設ける場合、防火区画を設けなければならない	施行令 11 条		☐
建築物である駐車場は、その内部の空気を床面積 1 m ² あたり毎時 14 m ³ 以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設けなければならない（※ 3）	施行令 12 条		☐
建築物である駐車場は、車路の路面で 10 ルックス以上、駐車部分の床面で 2 ルックス以上の照明装置を設けなければならない	施行令 13 条		☐
建築物である駐車場は、自動車の出入及び道路交通の安全を確保するために必要な警報装置を設けなければならない	施行令 14 条		☐
設置（変更）届出書	施行規則 2 条		☐
駐車場の位置を表示した縮尺 1 万分の 1 以上の地形図	施行規則 2 条 1 号		☐
以下の事項を表示した縮尺 2 百分の 1 以上の平面図			
駐車場の区域	施行規則 2 条 2 号イ		☐
駐車場の出口及び入口、自動車の車路その他の主要な施設	施行規則 2 条 2 号ロ		☐
駐車場の附近の道路並びにその道路内の施行令 7 条 1 項に規定する道路の部分及び橋	施行規則 2 条 2 号ハ		☐
建築物である駐車場では縮尺 2 百分の 1 以上の各階平面図並びに 2 面以上の立面図及び断面図	施行規則 2 条 3 号		☐

（※ 1） 下線部分については、国土交通大臣が道路管理者及び都道府県公安委員会と協議し、安全確保に支障がないと認めた場合は適用外とする。

（※ 2） 駐車料金の徴収施設が設置されており、歩行路の兼用しない箇所については、2.75m 以上。

（※ 3） 開口部がその階の床面積の 10 分の 1 以上である場合は適用外とする。

※ の部分は、駐車場のうち、専ら自動二輪車の駐車の用に供する部分については「別表」の認定基準を用いる。

別 表（自動二輪車に関するもの）

項 目	条 文	図面番 号等	チェッ ク欄
出口から 1.3m 後退した車路の中心線上 1.4m の高さにおいて、道路の中心線に直角に向かって左右にそれぞれ 60 度以上の範囲内において、歩行者の存在を確認できるようにすること	施行令第 7 条関係		
車路の幅員は 3.5m 以上とすること	施行令第 8 条関係		
一方通行の車路の幅員は 2.25m 以上とすること。ただし、当該車路に接して駐車料金の徴収施設が設けられており、かつ、歩行者の通行の用に供しない部分にあつては、1.75m 以上とすること			
屈曲部では、自動二輪車を 3 メートル以上の内のり半径で回転させることができる構造であること	施行令第 8 条関係		

管理規程チェックリスト

項 目	条 文	ページ番号・ 条項等	チェック欄
駐車場の供用開始後 10 日以内に届け出てあること	法 13 条 1 項		☐
管理規定の変更後 10 日以内に届け出てあること	法 13 条 4 項		☐
以下の事項を定めること			
駐車場の名称	法 13 条 2 項 1 号		☐
路外駐車場管理者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び住所並びに代表者の氏名及び住所）	法 13 条 2 項 2 号		☐
路外駐車場の供用時間に関する事項	法 13 条 2 項 3 号		
休業日並びに 1 日における供用時間の開始及び終了時刻について定めること	施行規則 2 条 1 項		☐
駐車料金に関する事項	法 13 条 2 項 4 号		
上限額をもって定めること	施行規則 2 条 2 項		☐
路外駐車場の供用契約に関する事項	法 13 条 2 項 5 号		
駐車する自動車の滅失又は損傷についての損害賠償に関する事項を含むものであること	施行規則 2 条 3 項		☐
国土交通省令で定める事項	法 13 条 2 項 6 号		
路外駐車場の構造上駐車することのできない自動車	施行規則 3 条 1 号		☐
路外駐車場の業務に附帯して行う燃料の販売、自動車の修理その他の業務の概要	施行規則 3 条 2 号		☐

- 届出対象駐車場の属性 1 都市計画区域内（駐車場法届出対象） ☐ 必要書類 ②、④
 2 都市計画区域外（バリアフリー新法届出のみ対象） ☐ 必要書類 ①、③、④

バリアフリー新法 届出書類及び添付図面

書類・図面		条 文	図面番号等	チェック欄
①特定路外駐車場設置（変更）届出書※	※駐車場法の届出を伴わないもの （都市計画区域外の路外駐車場） （第1号様式）	バリアフリー新法第12条		☐
②路外駐車場設置（変更）届出書に添付する書面※	※駐車場法の届出を伴うもの （都市計画区域内の路外駐車場） （第2号様式）	バリアフリー新法第12条		☐
③付近見取り図 1/1,000 以上	方位・道路・目標となる地物等を表示し、駐車場の位置を表したもの。			☐
④平面図 1/200 以上	特定路外駐車場の区域の表示 路外駐車場車椅子使用者用駐車施設の表示 路外駐車場移動等円滑化経路の表示 その他の主要な施設の表示			☐

バリアフリー新法の特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準チェックリスト

項 目		条 文	図面番号等	チェック欄
車椅子を使用している者が円滑に利用することができる駐車施設（路外駐車場車椅子使用者用駐車施設）を駐車施設※の規模に応じて以下に示す数（小数点以下切り上げ）以上設けているか ・駐車施設の数が200以下の場合、駐車施設の数×2% ・駐車施設の数が200を超える場合は、駐車施設の数×1%+2 ※普通自動車の駐車のためのものに限り、貨物の運送の用に供する自動車の駐車及び貨物の積卸しを主たる目的とする駐車施設を除く		省令第2条		☐
幅は、3.5m以上である		省令第2条2項1号		☐
当該駐車施設またはその付近に、路外駐車場車椅子使用者駐車施設の表示があるか		省令第2条2項2号		☐
路外駐車場車椅子使用者用駐車施設から道または公園、広場その他の空地までの経路で、高齢者や障害者等が円滑に利用できる経路（路外駐車場移動等円滑化経路）の長さができるだけ短くなる位置に設けているか		省令第2条2項3号		☐
傾斜路を併設する場合を除き、経路上に段差を設けていないか		省令第3条2項1号		☐
出入り口の幅は、80cm以上あるか		省令第3条2項2号		☐
通路	幅は、120cm以上あるか	省令第3条2項3号イ		☐
	50m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けているか	省令第3条2項3号ロ		☐
傾斜路	幅は120cm以上、段に併設する場合は90cm以上あるか	省令第3条2項4号イ		☐
	勾配が1/12を超えていないか（高さが16cm超の場合） " 1/8を超えていないか（高さが16cm以下の場合）	省令第3条2項4号ロ		☐
	高さが75cmを超え、かつ、勾配1/20を超えるものについては、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか	省令第3条2項4号ハ		☐
	勾配が1/12を超え、又は、高さが16cmを超え、かつ、勾配が1/20を超える傾斜がある部分に手すりを設けているか	省令第3条2項4号ニ		☐
特殊の装置を用いている場合、国土交通大臣の認定があるか		省令第4条		☐